

第四一回

参第五号

公衆電気通信法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（案）

公衆電気通信法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「昭和三十七年九月一日から同年十一月三十日まで」を「昭和三十八年九月一日から同年十一月三十日まで」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

新電話料金体系の内容に関する周知が徹底されておらず国民に十分理解されていない。従つて一年間その施行を延期して周知の徹底を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。